

# 落下物対策について

---

国土交通省  
平成31年2月

# 落下物対策総合パッケージ（概要）

- 有識者や実務者等の関係者が一堂に会した「落下物防止等に係る総合対策推進会議」において平成30年3月にとりまとめた「**落下物対策の強化策**」を踏まえ、**落下物対策を充実・強化**
- 今後も、関係者が一丸となって、**更なる追加対策の検討等を進める**

## 未然防止策の徹底

### 「落下物防止対策基準」の策定

**本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社に、落下物防止対策を義務付け**



### あらゆるチャネルを通じた未然防止策の徹底

- ① **対策事例をまとめた「落下物防止対策集」を作成**
- ② **対策集を活用**しつつ、外国当局・外国航空会社の理解も得て、「落下物防止対策基準」の遵守を含めた**未然防止策を航空会社に徹底**



### 駐機中の機体チェックの強化

- ① 外国航空機に対する検査の強化
  - － 今後検査回数を増加する際に、成田、羽田を重点化
- ② 空港管理者による新たなチェック体制の構築

## 事案発生時の対応強化

### 情報収集・分析の強化

- ① 全国の空港事務所等に対し、落下物情報の報告について再度徹底（警察にも協力依頼）
- ② 氷塊や部品の衝突実験により、衝撃度や破損状況等のデータを収集し、落下物認定等へ活用を検討
- ③ 氷塊付着状況調査の拡充等による落下物発生状況の分析強化
- ④ 外航社を含めた部品欠落の報告制度の拡充

### 航空会社に対する処分等の実施

落下物の原因者である航空会社（本邦社及び外航社）に対して処分等を行う方針。

### 補償等の充実

- ① 救済制度（**原因航空機**を複数に推定可能な場合、その数に応じて**按分補償する制度**）の全国展開、及び**加入の義務付け**の検討。また、速やかな被害者救済を実現するため、**空港運営者等による補償費の立替え**。
- ② 落下物による被害等に対し、**空港の運営者等から、被害の程度に応じた見舞金の給付**

# 落下物防止対策基準の制定について

- 平成30年9月に、落下物防止対策基準を制定・公布
- 年度内に、本邦及び日本に乗り入れる外国航空会社に適用することにより、ハード・ソフト一体となった対策を義務付け

## 基準の位置付け

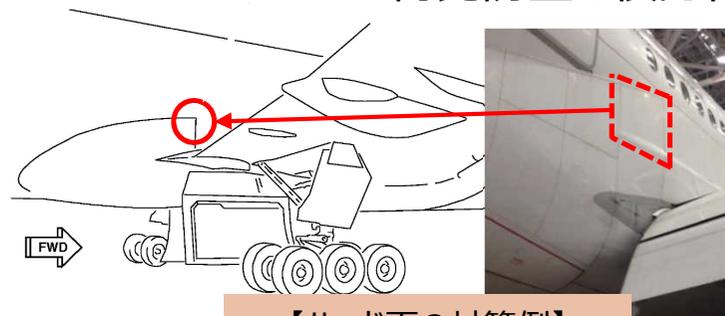
- 航空会社は、航空法に基づき、事業計画を提出  
→国は、提出された計画を審査し、基準に適合する場合には、事業許可を与える  
→航空会社には事業計画を遵守する義務
- 事業計画の記載事項に落下物防止対策を追加するよう、関連法令を平成30年8月に改正  
→航空会社は、事業計画に基づき、落下物防止対策基準に適合する対策の実施が義務付けられる
- 落下物防止対策は国際基準にもなく、世界的に類を見ない我が国独自の基準

## 基準の適用対象

本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社

## 基準の内容

- 落下物防止対策として、ハード・ソフトの双方の観点から対策を新たに義務付け  
【ハード面】機体の改修等  
【ソフト面】整備・点検の実施、教育訓練、部品脱落・氷塊落下が発生した場合の原因究明・再発防止の検討体制の構築等



【ハード面の対策例】  
機体の改修



【ソフト面の対策例】  
整備・点検の実施

## 基準の適用スケジュール

- 本邦航空会社：平成31年1月15日より適用
- 外国航空会社：平成31年3月15日より適用

※準備の整った会社から、事前審査を開始